

## 健保連人間ドック健診に関する契約書

健康保険組合(以下「組合」という)が、その被保険者及び被扶養者(以下「被保険者等」という)を対象に行う健保連人間ドック健診(ただし組合が直接契約等により独自に利用する場合を除く)に関し、健康保険組合連合会(以下「甲」という)と全日本病院協会(以下「乙」という)は、次のとおり契約を締結する。

第1条 この契約は、甲及び乙が協議して行う健保連人間ドック健診について、希望する組合の被保険者等が利用するために必要な事項を定めるものである。

第2条 健保連人間ドック健診の検査項目等は、甲乙協議のうえ別に定める。

第3条 乙は、この契約による健保連人間ドック健診の実施を申し出た病院等の施設その他の面から実施が適当であるかを総合的に審査判断し、甲と協議のうえ実施病院等を指定(以下「指定病院等」という)し、期間を定め見直す。

第4条 この契約による健保連人間ドック健診の実施を希望する組合の申し込みは、原則として当該組合が直接、指定病院等に対して行う。

第5条 この契約によって行う指定病院等の検査費用は、甲が調査するものとする。

第6条 健保連人間ドック健診を実施した指定病院等は、すみやかに当該被保険者等に対し検査結果を通知するとともに、組合から、検査結果の通知を求められた場合、本人の同意を得て、当該結果を通知するものとする。なお、当該被保険者等に結果を通知する際には、特定健康診査項目部分(質問票含む)について、別途通知を行うよう努めるものとする。

2 前項における通知とは別に、組合より特定健康診査項目部分(質問票含む)の電子データの提供を求められた場合は、国の定める電子的様式(XML)にて通知するよう努めるものとする。なお、国の定める電子的様式(XML)にて通知する場合にのみ、事前に明示した費用を別途請求することができるものとする。

3 特定健康診査項目部分以外の電子データによる通知の方法等は、別途当該指定病院等と当該健保組合との個別協議によるものとする。

第7条 この契約による健保連人間ドック健診の実施に必要な諸手続き、利用の申込み、費用の請求及び支払い、その他この契約に定められていない実施細目に関しては、甲乙協議のうえ別に定める。

第8条 指定病院等が、当該施設内の業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、指定病院等がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、指定病院等に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について指

定病院等は甲及び乙と協議するものとする。

3 前2項の取り決めについては、乙と指定病院等との契約等において両者遵守するものとする。

第9条 甲及び乙は、この契約に基づく業務の遂行上知り得た双方の機密を他に一切漏らしてはならない。

また乙は、指定病院等に対して、次の各号について通知し、その遵守を求めるものとする。

- ①個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。
- ②指定病院等の責に帰すべき事由により、個人情報の漏えい等が生じた場合、当該指定病院等はその損害の責任を負うこと。
- ③甲及び乙から、個人情報に関する管理状況等の検査について要請があれば、これに応じること。

なお、甲は、上記事項につき了解を得られない場合、これを指定解除することができる。

第10条 乙の指定病院等は、被保険者等に対して、「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）第23条及び平成19年厚生労働省令第157号第3条に基づく被保険者等が自らの健康状態を自覚し、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

第11条 甲及び乙は、この契約による健保連人間ドック健診の実施について著しく支障を来したとき、又は変更等の必要ありと認めたときは、その都度協議して対応を決定する。

第12条 この契約の円滑な実施を図るため、甲乙間に健保連人間ドック健診運営のための協議会を設け、随時検討を行う。

第13条 この契約の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。  
この契約満了1ヵ月前迄に、契約当事者のいずれかから意思表示がないときは、有効期間満了の翌日において向う1年間順次契約を更新する。

この契約を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年3月31日

甲 健康保険組合連合会  
会 長 大塚 陸毅

乙 公益社団法人全日本病院協会  
会 長 西澤 寛俊